

# 「アートのみち倉敷」宿泊型旅行商品造成支援事業要領

令和4年8月22日

「アートのみち倉敷」実行委員会

(趣旨)

第1条 「アートのみち倉敷」の観光客への認知度向上と宿泊者数の増加を図るため、市内の美術館やギャラリーなどアート施設を活用した募集型企画旅行商品を造成・販売する旅行者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、その交付に関しては、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アート施設 絵画、彫刻、工芸、民芸、現代アート、光、インスタレーション等芸術的価値の高いアート作品を展示している美術館やギャラリー等の施設
- (2) 旅行者 旅行業法第3条の規定による登録を受け、同法第2条第1項の旅行業を営む者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、募集型企画旅行商品を造成・販売し、実施する旅行者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす募集型企画旅行商品を造成し、販売する事業とする。

- (1) 市内のホテル、旅館等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に1泊以上宿泊し、市内のアート施設を2箇所以上行程に含めること。
- (2) ツアータイトルや行程等から美術館や建築物巡り等「アート」をテーマにしていることが分かる旅行商品であること。
- (3) 同一行程及び同一日程における実際の参加人数（乗務員及び添乗員を含まない。）が8名以上であること。

2 補助金の交付は、1営業所につき上限を30万円とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の規定に基づき宿泊した人数に宿泊した日数を乗じて得た数に、3,000円を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、所定

の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業企画書
- (2) ツアーの実施内容及び行程が確認できる資料
- (3) 旅行業法第12条の9第1項に規定する標識の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 会長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実施予定日、募集人数、旅行行程等、補助対象事業の内容を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ、所定の変更（中止）申請書を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の完了後14日を経過した日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 補助事業に係る施設が発行する所定の宿泊証明書及びアート施設に立ち寄ったことが分かる証明書
- (3) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 会長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、所定の交付確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに所定の請求書により会長に補助金の交付を請求し、会長は、これに基づき補助金を支払うものとする。

(交付の取り消し)

第12条 会長は、補助事業者等が次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この要領またはこれに基づく会長の指示に違反したとき。
- (3) その他不正の行為があると認められたとき。

(補助金等の返還)

第13条 会長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 会長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額をこえて補助金等が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第14条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本会に納付しなければならない。

2 会長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(帳簿等の保存年限)

第15条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年8月22日から施行する。